

Okakenkyo News Letter

2023
8月
840号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②栄えある表彰（国土交通大臣表彰（建設事業関係功労））
- ③栄えある表彰（岡山県知事表彰（建設事業関係功労））
- ④協会研修会を開催
- ⑤会長がラジオに出演しました
- ⑥岡山県下建設業 景況レポート（4月～6月）
- ⑨岡山県下公共工事の動向（7月分）
- ⑪建退共だより
- ⑫法律相談コーナー
- ⑬建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑭建設業総合補償制度のご案内
- ⑮岡山県からのお知らせ



蒜山ハーブガーデンハービル[真庭市]（提供：岡山県観光連盟）

**栄えある表彰
国土交通大臣表彰（建設事業関係功労）
小堀 秀男 氏**

国土交通省は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 監事（元理事）

小堀 秀男 氏（小堀建設(株) 代表取締役）

が、国土交通大臣表彰の栄をになわれ、7月10日（月）に、斉藤国土交通大臣から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



小堀 秀男 氏

栄えある表彰 岡山県知事表彰（建設事業関係功労） 浦 上 和 己 氏

岡山県は、長年建設業に従事し、建設事業の推進、業界の発展に寄与した功績が顕著な個人に対して表彰を行っています。

本年度は、

一般社団法人 岡山県建設業協会 理事

（岡山県建設業協会建部支部 支部長）

浦 上 和 己 氏（浦上建設(株) 代表取締役）

が、岡山県知事表彰の栄をになわれ、7月24日（月）に、横田岡山県副知事から表彰状と記念品を授与されました。

心よりお慶び申し上げます。



浦上和己氏

横田副知事

協会研修会を開催

去る7月28日（金）岡山プラザホテル5階「鶴鳴の間」において、2部形式で協会研修会を開催しました。

昨年に引き続き「2024年問題」を取り上げ、建設業における時間外労働上限規制の問題やそれに対する助成金、長時間労働解消のための情報共有システムの活用をテーマに会員の実務担当者まで受講対象者を拡大して実施しました。

最初に、社会保険労務士法人ビズ・ウォーク代表 中前貴子氏をお迎えして、「建設業の労務管理～その課題と対策について～」と題し、ご講演いただきました。

次に、岡山県の担当者と㈱アイサス中・四国支店長の宇治原豊氏から「情報共有システムの活用」について、その概要と利用方法などをご説明いただき、約160名の参加者は熱心に聴講されました。

当日は、「鳥城の間」において、併行して情報共有システム操作説明会を開催し、参加者はスクリーンでの説明を聞きながら情報共有システムのパソコン操作を体験しました。



情報共有システム操作説明会



会長がラジオに出演しました (RSK地域防災キャンペーン)

今夏も全国各地で記録的な大雨による被害が相次ぎ、いつどこで起こるか分からない自然災害への備えはますます重要になっています。

岡山建設業協会は、昨年に続き「RSK地域防災キャンペーン」に協賛し、防災士の資格を持つRSK千神アナウンサーと荒木会長がラジオで対談を行いました。

平成30年西日本豪雨での各支部の対応や教訓、防災・減災への取り組みなどを語り合い、地域の担い手としての意識を新たにしました。



景況レポート（4月～6月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1／2 =△2.5
やや良い		15%					
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪	い	10%					
合	計	100%		合	計	100%	

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

I. 岡山県の状況

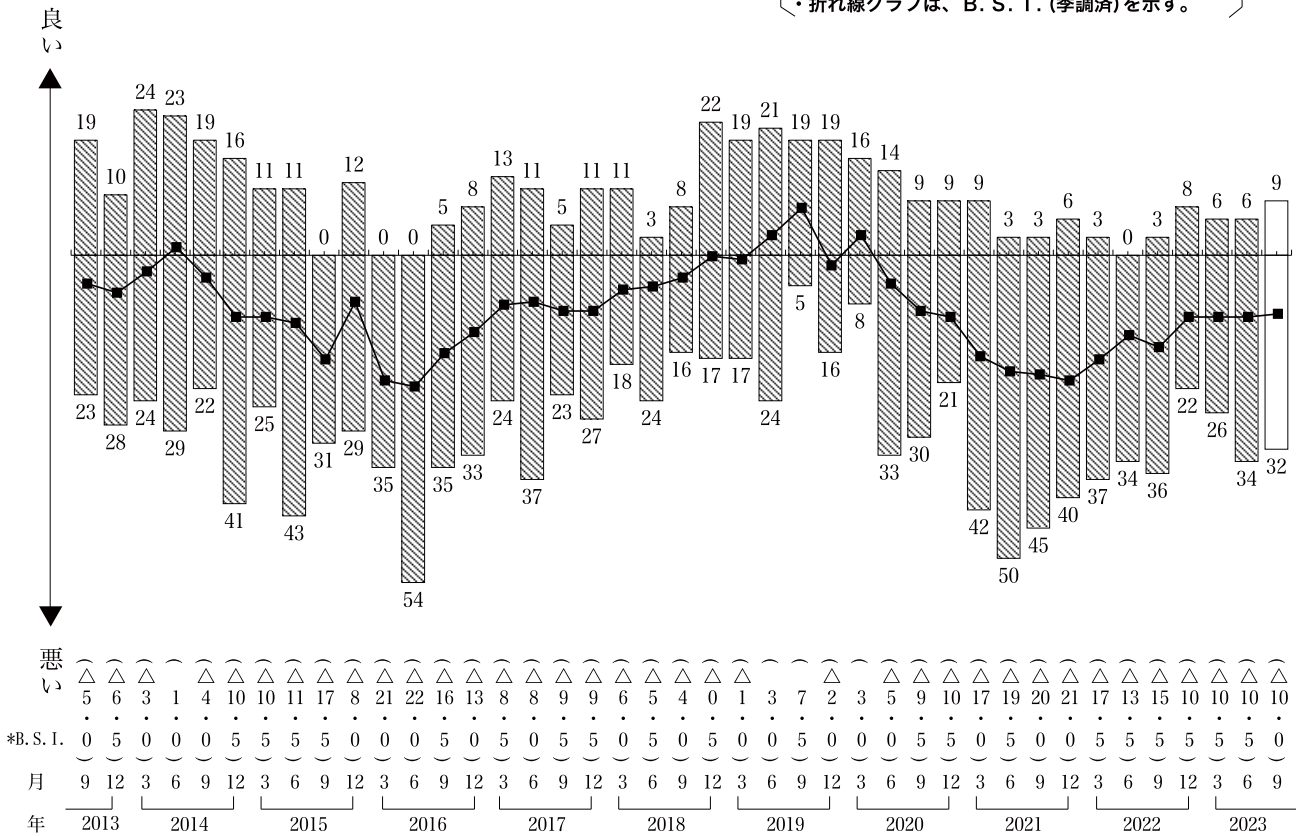
1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B.S.I. 値	推移方向 (前期比)	B.S.I. 値	推移方向 (今期比)	B.S.I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 10.5	➡	△ 10.5	↗	△ 10.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 2.0	↗	8.5	↘	△ 13.5
	官 公 庁 工 事※	△ 7.5	↗	1.0	↘	△ 20.0
	民 間 工 事※	△ 6.0	↗	△ 1.5	↘	△ 8.0
(3) 資金繰り	資 金 繰 り※	0.0	↗	3.0	↘	△ 7.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	1.5	↗	8.0	↘	0.0
	短 期 借 入 金※	△ 8.5	↗	△ 4.0	↗	3.0
	短 期 借 入 金 利	3.5	↘	△ 1.5	↘	△ 2.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 4.5	↗	△ 0.5	↘	△ 7.5
	資 材 の 価 格	37.0	↘	34.0	↘	32.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 16.5	↘	△ 25.0	↘	△ 30.0
	建設労働者の賃金	13.0	↗	18.5	↗	22.0
(7) 収 益	※	△ 4.0	↗	△ 2.0	↘	△ 14.0

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



1. 概 観

(注) ・B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

〔 ・棒グラフは、回答企業の構成比（％）を示す。
・折れ線グラフは、B. S. I.（季調済）を示す。 〕



岡山県下公共工事の動向〈7月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和5年7月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	376件	178億円	1,269件	963億円
増 減 率	11.6%	10.0%	6.6%	24.0%
令和4年度	337件	162億円	1,190件	777億円
令和3年度	355件	163億円	1,213件	734億円
令和2年度	434件	173億円	1,271件	751億円

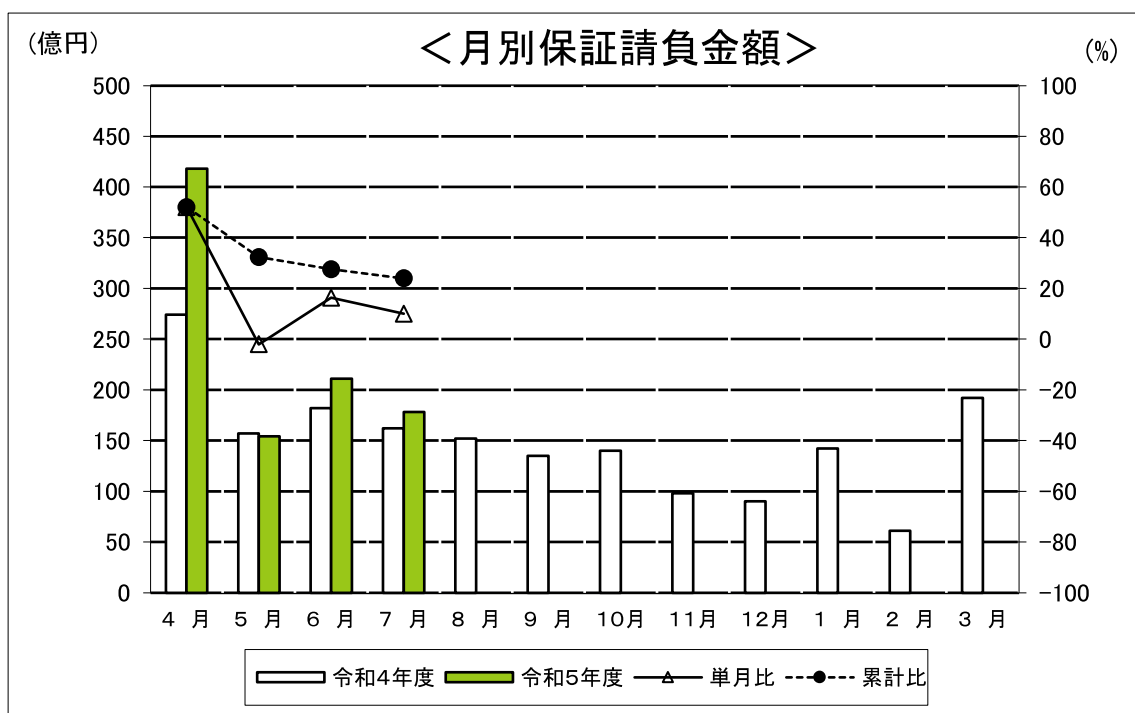
【1】当月の状況

7月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で11.6%増の376件、請負金額は10.0%増の178億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で12.2%減、「独立行政法人等」で60.2%減、「その他の公共的団体」で23.3%減となったものの、「県」で51.6%増、「市町村」で20.6%増となった。

【2】累計（令和5年4月～令和5年7月）

7月末累計では、件数は前年同月比で6.6%増の1,269件、請負金額は24.0%増の963億円となった。発注者別の請負金額でみると、「国」で12.9%減、「独立行政法人等」で30.6%減となったものの、「県」で29.6%増、「市町村」で55.3%増、「その他の公共的団体」で19.2%増となった。

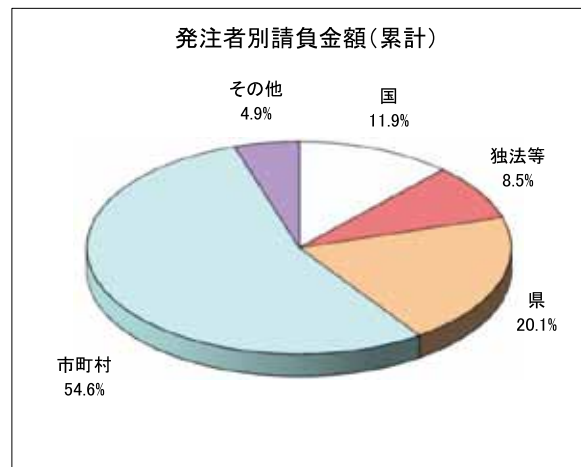
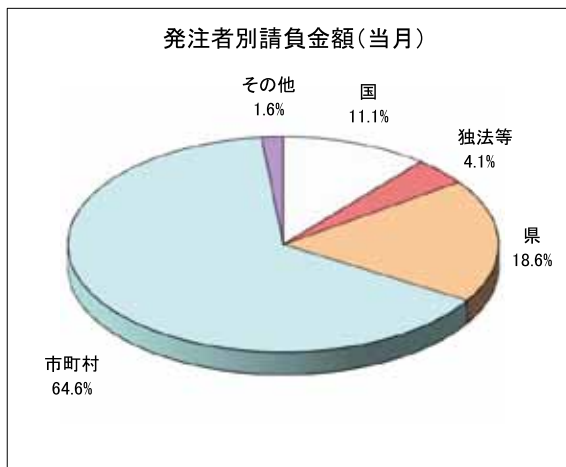


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。
7月:10件、令和5年度累計:55件(令和4年度累計:95件)

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	16	1,972	23.1	▲ 12.2	73	11,410	▲ 1.4	▲ 12.9
独法等	8	737	0.0	▲ 60.2	30	8,200	▲ 14.3	▲ 30.6
県	133	3,324	12.7	51.6	445	19,345	1.1	29.6
市町村	214	11,553	12.6	20.6	696	52,637	12.3	55.3
その他	5	288	▲ 37.5	▲ 23.3	25	4,751	19.0	19.2
合 計	376	17,876	11.6	10.0	1,269	96,345	6.6	24.0



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	7,204	59.9	40.3%	34,032	19.7	35.3%
東備地区	267	▲ 16.8	1.5%	1,918	▲ 21.4	2.0%
倉敷地区	2,216	▲ 38.6	12.4%	30,620	57.0	31.8%
井笠地区	1,387	▲ 44.6	7.7%	6,173	▲ 36.5	6.4%
高梁地区	120	▲ 44.8	0.7%	651	▲ 14.2	0.7%
新見地区	429	▲ 28.4	2.4%	2,661	5.6	2.8%
真庭地区	494	▲ 1.8	2.8%	7,793	79.9	8.1%
津山地区	1,376	▲ 34.5	7.7%	7,153	35.8	7.4%
勝英地区	4,379	132.4	24.5%	5,339	12.9	5.5%
合 計	17,876	10.0	100.0%	96,345	24.0	100.0%

(建退共だより)

知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙または退職金ポイントを積み立て、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

電子申請方式の活用で、手続きが便利になっております。

★ 特 長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

☆ 電子申請方式で共済証紙にかかる事務負担が軽減します。

- ・金融機関での共済証紙の購入が不要となり、社内のPCで退職金ポイントを購入できます。
- ・共済証紙の共済手帳への貼付・消印や下請への交付・確認が不要となり、購入した退職金ポイントから自社や下請の被共済者に掛金として充当されます。
- ・退職金ポイント購入額や掛金充当額等がサイト上で自動管理されるので、残高管理の負担が軽減します。
- ・電子申請方式で発行する掛金収納書等は、公共工事における工事関係書類の電子化に対応しています。

★ 建退共から事業主の皆様へお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。
電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当して下さい。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。

建退共

検索

※地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。

Tel086-225-4133 建退共 岡山県支部

第158回 従業員への貸付けと給料の天引き

●相談内容●

当社の従業員が、資金繰りに困っているため、会社からお金を貸し付けて、返済は月々の給料から天引きすることをしたいと考えています。また、返済し終わるまでに退職した場合には退職金で相殺をしようと考えています。この場合に貸付けにあたって注意すべきことはありますか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に扱う。

賃金全額払いの原則

労働基準法上、賃金の支払いについての定めがあり、その中の一つに全額払いの原則があります。これは、その名の通り賃金は全額支払わなければならないというものです。そのため、従業員が会社に追っている債務と相殺することも原則認められません。労基法では例外として、①法令に別段の定めがある場合か、②過半数労働組合又は労働者の過半数代表者との書面による協定がある場合には、賃金を控除することができます。

①法令に別段の定めがある場合とは、所得税の源泉徴収、社会保険料の控除などが該当します。

労使協定の必要性

会社の貸付金の返済のために天引きをしたいのならば、②を満たすことが必要となります。そのため、労使協定が必要となります。とはいえ過半数労働組合がない場合には、過半数代表者と協定しなくてはならず、その充足性が問題となります。

法律上必要とされている要件は、①管理監督者でないことと、②投票、挙手の手続により選出され、使用者の意向に基づく選出でないことです。

①の要件は近年否定されている事例が発生しています。要件が否定される例としては代表者を社長が指名するもの、勤続年数のみを理由に代表者を選定するものがあげられます。本来的に過半数代表者は従業員全員が候補となり得、選挙の方法により互助で選出されているといえなくてはなりません。

労使協定が無効とされる場合に備えて

労使協定が締結されているからと、会社貸付をするにあたって漫然と天引きすることについての定めを置いたとき、労使協定の効力が否定されれば賃金全額払いの原則に反するとして天引きができなくなる可能性が生じます。

そのため、念のため、労使協定が無効と判断されたとしても、労働者の自由な意思に基づいて天引きや相殺に合意したといえるような状態にすべきであるといえます。

そのため、契約書自体に天引きや相殺についてきちんと規定を置くだけでなく、規定を置いたことを従業員に説明をし、場合によっては、説明を受けたことについてサインをもらうといったことをするべきかと思われます。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

公益法人の運営で掛金が魅力、

この機会に経費の見直しを！

建設共済保険は、昭和45年に全国建設業協会の要請に応じてスタートした我が国初の労災上乘せ補償保険です。建設業界による自主的な共済保険制度であり、営利事業ではなく低経費で運営しています。

また、補償対象を、国の労災保険ではカバーできない慰謝料など追加補償を必要とするケースが多いと考えられる「死亡および障害1～7級と傷病1～3級」に絞ることで、安い掛金で高額な補償を行えるようになっていきます。企業の安定経営、また大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。

【建設共済保険の掛金の目安は】(年間完成工事高契約の場合)

◆掛金は直前1年間の完成工事高に基づいて計算を行います。

補償対象者：現場労働者となります(下請を含みます。)

*被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

年間掛金は以下のとおりです。

保険金区分合計 1,000万円
(被災者補償保険金 500万円)
(諸費用補償保険金 500万円)
の場合



完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

※保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

※役員、事務職員等の方も追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において15点の加算

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ  0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL: <https://www.kvousaidan.or.jp/>

建設共済保険



検索

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

低廉な掛け金で工事に起因するリスクを年間包括補償いたします！

建設業総合補償制度のご案内

◆◆ 毎月中途加入も可能です！！ ◆◆

補償制度の特徴

①会員専用の補償制度で保険料が割安

会員向けに開発した補償制度であり
団体のスケールメリットにより
個別加入と比較して低廉な保険料

割安

②年間包括契約方式で加入手続きが簡単

保険期間内の工事全てが補償の対象となり
保険の加入を忘れる心配がありません
(※保険期間の途中からでも加入できます)

簡単

③無料法律相談

補償制度加入者限定のサービスとして
建設業界専門の弁護士による
無料法律相談が受けられます

安心
サポート

④自社所有建機等もカバー

工事補償のオプションとして
自社所有の建機のカバーが可能！！

幅広い

事故に備えて賠償や工事復旧の資力を確保しておくことは、スムーズな事故解決、円滑な工事の遂行のために欠かせません。本補償制度によりリスクを管理しておけば、万が一事故や災害が起きた時でも、その影響を小さくすることができます。この機会にご加入をご検討ください。※詳細は「令和5年度版 建設業総合補償制度パンフレット」をご覧ください。



●お問い合わせ先 一般社団法人岡山県建設業協会
086-225-4133

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償（土木工事・建築工事・組立工事）」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有（管理）者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

●保険部分のお問い合わせ先および引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岡山支店 岡山第一支社 岡山市北区幸町 8-22
086-225-0835

●制度幹事代理店
株式会社建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12
03-5408-1909

目指せ日本一！交通マナーアップ県民運動

一人ひとりが交通マナーを向上させて交通ルールを守ること、交通事故を防ぎましょう。

【運動期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日
【スローガン】 晴れの国「ゆずる・とまる・まもる」で日本一

【重点目標】 (1) 思いやりとゆずり合いによるマナーアップ
(2) 全ての道路利用者の交通ルールの遵守
(3) 信号機のない横断歩道における歩行者優先の徹底
(4) 子どもと高齢者等の安全な通行の確保

ドライバーの皆さんへ

- 信号を守り、合図を出し、車間距離を保ちましょう。
- 横断歩道での歩行者優先は「交通ルール」です。横断歩道に歩行者がいたら、必ず「とまってゆずる」ようにしましょう。
- スピードを控えて走りましょう。
- スマートフォン等の「ながら運転」は禁止です。運転に集中しましょう。
- 早めに点灯し、ハイビームを使いましょう。
- 後部座席でもシートベルト、チャイルドシートを正しく使いましょう。
- 思いやり、ゆずり合い運転をしましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
横断歩行者や他の車に進路を「ゆずる」、横断歩道や赤信号、一時停止の場所で「とまる」、速度・合図等のルールや交通弱者を「まもる」

自転車の皆さんへ

- 自転車も「車両」です。自転車安全利用五則を守りましょう。
- 昨年までの過去10年間に、県内で発生した自転車事故におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約4.7倍高くなっています。万が一事故にあったときの被害を軽減し、命を守るために必ずヘルメットを着用しましょう。
- 万が一の事故に備えて、自転車損害賠償責任保険（共済）に加入しましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
歩道では歩行者に道を「ゆずる」、赤信号、一時停止場所では「とまる」、ヘルメットで身を「まもる」

歩行者の皆さんへ

- 道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。
- 横断歩道を横断するときは、接近してくる車両への「アイコンタクト」や「手を上げる」ことにより、横断する意思を示しましょう。
- 道路を横断するときだけでなく、横断中もしっかり左右を確認しましょう。
- 車の直前直後の横断はやめましょう。
- 夜間に外出するときは、LEDライトや夜光反射材を身につけましょう。
- ゆずる・とまる・まもる
赤信号で「とまる」、道路を横断するときは横断歩道を利用するなど、ルールを「まもる」、薄暮時・夜間は、夜光反射材で身を「まもる」

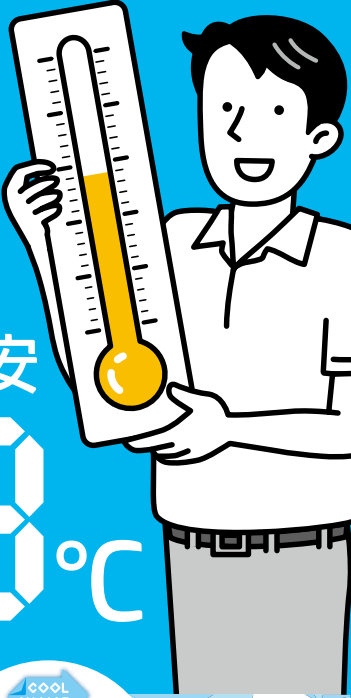
岡山県交通安全対策協議会

協会日誌

- 5. 7.10 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰(東京)
- 5. 7.24 建設事業関係功労者等岡山県知事表彰
- 5. 7.26 全建 建設業社会貢献活動推進月間中央行事(東京)
- 5. 7.27 中央建設業審議会 基本問題小委員会(第3回)(東京)
- 5. 7.28 協会研修会

CoolBiz

ちょっとした
一工夫で
地球に優しく
快適な夏。



室温目安
28℃

COOL CHOICE
岡山県

CoolBiz

**クールビズ
県民運動
実施中！**

5月と10月は「移行月間」とし、
気温や体調、
業務上の必要性等により、
個人の判断で特に柔軟に
取り組む期間としています。

FIRST DAY 5.1

LAST DAY 10.31



COOL CHOICE
岡山県

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp